

平成 30 年度

社会福祉法人 加賀市社会福祉協議会

事業計画

平成 30 年度 加賀市社会福祉協議会事業計画

基本方針

平成30年2月、本市まで達した寒波は「56豪雪」以来37年ぶりの豪雪となり、鉄道、飛行機、道路など殆どの交通機関が不通となり封鎖状態に陥った。生活面でも、食糧、灯油、服薬も無くなり不安が増大し、民生委員児童委員が声掛けを中心とした見守り活動に奔走した。雪国とは言え経験したことない世代が多くなった今、改めて、町内単位での見守り支え合い活動の必要性を実感した機会となった。

その様な折、国では、高齢者・障がい者など全ての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現が提唱されている。本会として長年の課題であった、山中老人福祉センターの改修が実現し、障がい者の就労継続支援B型を新たに併設した、総合福祉センターとしてリニューアルし、拠点となる施設として再出発することになった。

今後は、福祉事業経営者として役職員が一丸となり、社会福祉協議会の存在を一人でも理解され、協力してくれるファンを多くつくり、見守りを基にした共生社会を作り上げていくことを目指す。

使命・経営理念

加賀市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らせる地域福祉社会を目指すことを使命とし、次の経営理念に基づき活動します。

1. 私たちの使命は地域福祉の推進、それは“誰もがみんな、生涯にわたり、自分の家や地域で、安心して自立した生活が送れるようにする” こと
1. 私たちの信条、それは “汗と涙の数だけ、福祉の花が咲く” を体現すること
1. 私たち職員、それは “ハートフルなプロ” であること

重点目標

*下線部分は新規事業

1. 会務

(1) 会議

- ① 理事会（6月、9月、12月、3月）
- ② 評議員会（6月、9月、12月、3月）
- ③ 正副会長会議（随時）
- ④ 評議員選任・解任委員会（随時）
- ⑤ 監事会（5月）
- ⑥ 地域福祉部会（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

(2) 自主財源の安定確保

- ① 寄附金、会員の募集
 - ・ 一般会費 1世帯 150円
 - ・ 賛助会費 1口1,000円
 - ・ 誰もが簡単に寄附できる方法を検討する
- ② 財政基盤の整備
 - ・ 共同募金委員会との連携
 - ・ 民間福祉財団等の助成金活用

(3) 社協事業評価

- ① 評価制度の運用
- ② 理事、評議員への報告

2. 自主事業の実施

(1) 地域福祉活動計画の進捗評価

- ① 専門委員会の開催
 - ② 第2次計画の年次ごとの評価
- (2) 地区社会福祉協議会への活動支援
- ① 地区社会福祉協議会活動助成
 - ② 福祉協力員の設置並びに活動助成
 - ③ ふれあい食事会開催助成
 - ④ 地区社協活動の紹介
 - ⑤ 地域見守り支えあいネットワークの実施
- (3) 広報活動
- ① 普及啓発事業「あいあい」の発行（年間4回発行）
 - ② ホームページ・ブログによる情報発信（随時）
- (4) 車イス利用者移動支援事業「おでかけ号」の運行
- ① 福祉有償運送事業認可取得での事業展開（運転手付き）
 - ・ おでかけ2号（ハイエースワゴン・日本財団寄贈）
 - ・ おでかけ8号（アトレー・24時間テレビ寄贈）
 - ・ おでかけ7号（ハイエースワゴン・中外製薬寄贈）
 - ② レンタカー事業者としての事業展開（家族運転）
 - ・ おでかけ5号（ライフ・石川県信用金庫協会寄贈）
 - ・ おでかけ6号（キューブ・金沢信用金庫寄贈）
- (5) 住民参加型在宅福祉サービス「いきいきサービス事業」の実施
- ① 互助的要素を持った家事援助等の有償サービス
 - ② 利用会員、協力会員の募集
- (6) 児童センター合同行事の実施
- ① 自然と遊ぼう 2018（県民の森共催）
 - ② 体の不自由な人との交流会（加賀市スポーツ振興事業団共催）
 - ③ 赤いリンゴお届け事業（共同募金助成事業）

④ 旗源平交流会

(7) マイクロバスの運行

(8) 企業等の社会貢献活動の促進

3. 就労継続支援B型 アットワークの開設

【施設理念】 個性を理解し地域とつながる就労支援

アットワークは障がいのある方が人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己表現できるように支援することを目的とする。利用者の潜在的能力を発掘し、相互信頼を基本に利用者の個性を尊重し、安全で働きやすい職場環境作りに努め、利用者一人ひとりのニーズに合ったサービス支援を提供し、社会生活及び地域生活での自立へ促していく。中でも、視覚障がい者ができる仕事を積極的に開拓し、地域の人から喜ばれるサービスが提供できることを目標とし邁進する。

(1) 開設場所 山中老人福祉センター 2階

(2) 営業日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

(3) 休業日 土、日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(4) 担当職員 管理者1名（事務局次長兼務）、サービス管理責任者1名、職業指導員1名、生活支援員等3名

(5) 就労事業

① マッサージ

② 点訳・音訳

③ 生産販売

- ・ 派遣実習
- ・ 清掃実習
- ・ 農作物の栽培、販売

④ 加工

- ・ 漆器関連作業や手工芸製作など

⑤ 喫茶

(6) 経費

- ・ 給付費収入、作業工賃収入、社協繰出し金
- ・ 個人負担金（昼食代、送迎代、材料費等）

(7) 利用対象者 身体・知的・精神の各障がい者、難病患者

（事前に加賀市ふれあい福祉課へ利用申請が必要となります）

4. 障がい者地域活動支援センターやまなか運営事業

障がい者が家に閉じこもることなく、自分の趣味や特技を活かした活動等の交流を通じて、生きがいを見出せるような楽しいひと時を過ごすことができる場とする。

(1) 実施場所 山中老人福祉センター 1階

(2) 開所日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

(3) 休所日 土、日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(4) 担当職員 施設長1名（事務局長兼務）、指導員6名

(5) 提供するサービス

- ① 各種教室（健康、手芸、料理教室など）
- ② 地域との交流事業
- ③ 相談事業

(6) 利用者負担金 所得状況によって異なる

（昼食代、送迎代、材料費等は実費負担）

(7) 利用対象者 身体・知的・精神の各障がい者、難病患者

（事前に加賀市ふれあい福祉課へ利用申請が必要となります）

5. 山中老人福祉センターの管理運営

(1) 山中総合福祉センターとしての施設活用

① 1階

- イ. 事務室 会館事務、地区社協、地区民児協等事務局

ロ. 障がい者地域活動支援センター

ハ. ロビー

- ・ 高齢者サロンしゃくなげ（毎月10日、20日、30日）
- ・ ヘルストロン、マッサージチェアの利用
- ・ 絵画等展示会の開催

ニ. 福祉湯

ホ. ゆざや

② 2階

- イ. アットワーク（作業室、マッサージ室、喫茶コーナー、相談室）
- ロ. 和室、カラオケ室、多用途トイレ

③ 3階

- ・ 多目的室（会議、レクリエーションなど）

(2) 老人福祉センター利用勧奨

① 他地区からの誘客

- ・ いきいきサロンなどに呼び掛け利用客を増やします。

② 利用料金の検討

- ・ 会議室等の料金を設定します。

6. かが成年後見センター「ほっこり」の運営（市委託事業含む）

認知症高齢者並びに知的障がい者、精神障がい者の中で、判断能力が不十分で日常生活に支障をきたしている人たちを、地域として護り支えていくことを理念に掲げ、相談・支援を総合的に取組みます。

(1) 会議の開催

- ① 運営委員会（年3回）
- ② 受任委員会（随時）

(2) 相談支援窓口の設置

(3) 法人による後見人等の受任

(4) 人材の育成・活用

- ① 成年後見制度等の研修会の開催
- ② 生活支援員の登録・活動

(5) 啓発・宣伝

(6) ネットワークづくり

- ① 弁護士、司法書士など関係機関との連携
- ② 困難ケース検討会等の開催

7. ボランティアセンターの運営

(1) ボランティア保険の加入促進

- ① ボランティア活動保険
- ② ボランティア行幸用保険

(2) みんなでやさしいまちづくり教室の実施

(3) ボランティア情報の発信

- ① ぼらんていあだよりの発行
- ② ホームページでの情報発信

(4) ボランティア協力校育成事業

(5) ボランティア講座の開催

(6) ボランティアグループ活動支援

(7) ジュニアボランティア体験事業

(8) ボランティア紹介

- ・ ボランティア活動希望者やボランティアの支援希望者からの相談援助並びに調整紹介

(9) 災害ボランティアセンター活動

- ・ 災害ボランティアコーディネーター連絡会との連携
- ・ 加賀青年会議所との連携

8. 受託事業の実施

(1) 高齢者生活支援事業

①地域おたっしゅサークル（介護予防型、サロン型、支援型）

- ・地区又は町内単位ごとにお茶等を飲みながら交流できる場所の設置を呼びかけ支援する。

②地域見守り支えあいネットワーク事業

- ・地区ごとに事業説明会（座談会）を開催します。

③いきいき大集合

④介護支援ボランティア事業（高齢者ボランティアポイント制度）

(2) ふれあい福祉活動事業

①市民福祉大会

②高齢者、障がい者作品余技展（かがりび作品展）

③障がい者意見交換会の開催（よろしくトーク）

④ボランティア活動普及宣伝事業

⑤戦没者慰霊式

(3) 障がい者社会参加事業

①点字、声の広報等発行事業

②障がい者スポーツ（レクリエーション）大会

③福祉機器リサイクル事業

(4) 加賀市市民会館管理運営事業

(5) 生活困窮者自立支援事業

①自立相談支援

- ・生活に困っている方が生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるよう、専門性を有する支援員が相談に応じ、その人の抱える様々な問題に対応した支援へとつなげていきます。

②関係機関との連携など

- ・自立のために必要な支援を関係機関と連携し、貸付など各種制度につなぎ、相談者の希望を尊重しながら支援プランの作成を行います。

- ・ 暮らし就労サポート室へ自立相談支援員の派遣
- (6) 生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業）
- (7) 福祉サービス利用支援事業（県社協委託事業）

9. 各福祉施設、福祉団体との連携強化

- (1) 各福祉施設との連携強化
 - ① 地区見守り座談会への参加要請
 - ② 障がい者団体等の施設見学
- (2) 福祉団体との連携及び効率的事業展開
 - ① 福祉団体と連携し各事業を開催
 - ② 加賀市民生委員児童委員協議会との連携
 - ③ 加賀市介護サービス事業者協議会との連携
 - ④ 保護司会との連携
- (3) 福祉施設職員等研修会の開催

10. 物品貸出事業

- (1) 介護器材
 - ・ 車イス（自走式、介助式、スレンダー式（軽量幅狭））、折りたたみ式スロープ
- (2) ボランティア機器
 - ・ 白杖、ユニバーサル絵本、点字器、アイマスク、高齢者擬似体験セットなど
- (3) イベント器材
 - ・ ベンチ、アンプ、綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、パイプテント
- (4) レクリエーション機器
 - ・ 卓球バレー、フリーブロー、ディスクゲッター、点鳥ルーレット、バグジー、オーバルボール、フライングディスク、わなげ、スカットボール、玉入れ、ラダーゲッター、ハンディカラオケなど

1 1. 指定管理者制度に基づく施設管理

- (1) 老人福祉センター管理運営事業（大聖寺、山代、片山津）
- (2) 児童センター管理運営事業（大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、山中）
- (3) ゆざや管理運営事業（山中老人福祉センター併設）

1 2. 共同募金運動の協力

- (1) ワンコインプレゼンテーションの開催
- (2) 募金百貨店プロジェクト
年間通して登録企業の募集と寄付つき商品の紹介
- (3) 赤い羽根共同募金運動
10月1日～12月31日の期間、戸別募金、職域募金、街頭募金等
- (4) 歳末たすけあい運動
12月1日～12月31日
- (5) 共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の啓発宣伝と実績報告
- (6) 共同募金委員会との連携